

整備内容シートについての意見案（031019版）への委員からの意見（2003. 10. 28 17:00現在）

※各シートの最上段にとりまとめ案を、2段目以降にとりまとめ案に対して寄せられた委員意見を掲載しています。

【河川整備計画策定・推進】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案	委員名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系	検討試行	河川レンジャー計画の検討試行は「可」と判断する。河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会(仮称)」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、地域と密接に関わる産業者や流域住民等を採用すればよい。	—
					河川レンジャー計画の検討試行は「可」と判断する。河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇資格や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会(仮称)」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。	倉田
					当面、地域と密接に関わる産業者や流域住民等を採用すればよい。 <コメント> この部分の表現は少し投げやりな感じで、良くないと思います。 IVの住民部会意見書の主旨を汲み取り、河川レンジャー検討委員会の結果を踏まえて適切に任命すべきである。	松本

【河川環境】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案	委員名
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	実施	モニタリングの実施に先立って、2000年の新環境基本計画に基づく戦略的環境アセスメントの実施を望むものである。評価次第では事業の中止もありうる訳であるが、専門家・住民・住民団体の協力を得て調査活動をすべきである。 提言で「多自然型川づくり」からの脱却と新しい方法を提案している以上、評価はもっと厳しいものであるべきで、例えば、鶴殿地区におけるモニタリング例はモニタリングとはこの程度のものかと言う誤解を招きかねないので、相応しくない。広域的な、全国的なモニタリング例を挙げるべきであろう。さらに、モニタリングが有効であるためには通り一遍のものに終わるのではなく、現場の実情に合ったモニタリング計画を立て、それを検討し結果の評価をする組織が必要である。つまり、モニタリングまたは事後調査という言葉が使われている割には、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかが記されていない。管理者が内部に担当係りでもつくる予定かも知れないがそれも明確に示されていない。 モニタリングの項目・評価基準表といったものを用意することも必要と考える。	—

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					<p><挿入> 淀川は、淡水魚をはじめ河川生物調査、モニタリングについては長い歴史を持つ、日本での先進河川である。今後とも、全国に範となるような河川環境のモニタリングシステム、また調査を構築することが必要である。</p>	谷田
環境-2	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>庭窪地区:再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要。</p>	-
					<p>前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。</p>	谷田
環境-3	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>楠葉地区:実施で可。成功・不成功の判定にはかなり長時間が必要であることを明記すべきである。素掘りと簡単な水制工をもつ現場はモデルケースになろうとの期待も寄せられている。</p>	-
					<p>楠葉地区:実施で可。成功・不成功の判定にはかなり長時間が必要であることを明記すべきである。素掘りと簡単な水制工をもつ現場はモデルケースの1つになろうとの期待も寄せられている。</p>	紀平
					<p>前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。</p>	谷田
環境-4	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>牧野地区:実施で可。淀川上流域での魚貝供給源の再生を評価する。</p>	-

現シトNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					牧野地区:実施で可。淀川上流域での魚貝類などの供給源としてのワンド群再生を評価する。	紀平
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田
環境-5	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(鶴殿地区)	淀川	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 鶴殿地区:ヨシ原の保全だけでなく、ワンドなども併せて様々の水辺の保全に広げることを明記すべきである。	—
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田
環境-6	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 赤川地区:増水時に淀川大堰などと連携して行く。水域ができることは川にとって有意義である。ワンドの整備だけでなく、ヨシ原なども併せて様々の水辺の保全に広げることを明記すべきである。	—
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田
環境-7	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。	—
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
環境-8	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>海老江地区:新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。</p>	—
					<p>前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。</p>	谷田
環境-9	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>西中島地区:新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。干潟とヨシ原が直接に近接しているようなイメージ図が本当に正しいかどうか再検討の必要がある。</p>	—
					<p>前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。</p>	谷田
環境-10	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を検討(唐崎)	淀川	検討/淀川環境委員会	<p>流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。</p> <p>唐崎地区:検討で可であるが、早急に検討を終え、一部でも良いから実施に移してもらいたい。完成すれば、淀川一の水生生物供給源となろう。また、一層多面的な水辺環境を保全・再生するよう十分な検討を早急に行って実施に移すべきである。</p>	—
					<p>前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか？具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか？いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。</p>	谷田

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
環境-11	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川	検討/淀川環境委員会	<p>流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。</p> <p>水無瀬地区:検討で可。干陸化した寄り州を切り下げて攪乱を受けやすくすることに大賛成であるが、同じような干陸化した寄り素は淀川にまだいくつもあるので、淀川全域を見直す必要がある。</p>	-
					水無瀬地区:検討で可。干陸化した寄り州を切り下げて攪乱を受けやすくすることに大賛成であるが、同じような干陸化した寄り素は淀川にまだいくつもあるので、淀川全域を見直す必要がある。	紀平
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか?具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか?いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田
環境-12	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	検討/淀川環境委員会	<p>流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。</p> <p>前島地区:検討で可であるが、イメージ図だけではよく分からないところがある。川の中に林をつくったり、チガヤ草地を育てる発想は川が育むという考え方に変えるべきであって、初めは裸地のままがよい。また、圍路などが多すぎるのではないか。</p>	-
					前段のコメントがほとんど同一だが、仕方ないでしょうか?具体的な整備内容が同じで、ほんとに現地の状況に対応しているのでしょうか?いずれも自然再生事業であるが、どこが重点地区か明記されたい。	谷田
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川	実施	<p>縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)事業について 縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下について) 桂川支川小泉川での実施分について</p> <p>本川に接続する小支川で魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取り組みである。流域全体からみれば、まず下流から設置が望ましいが、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急の実施され、モニタリングの結果を生かして、今後の類似事業に役立てていただきたい。また、施工前の生物モニタリングと、施工後の逆上・降下の降下の確認が必要である。(淀川環境委員会の検討を待ちたい)</p>	-
					本川に接続する小支川で魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取り組みである。流域全体からみれば、まず下流から設置が望ましいが、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急の実施され、モニタリングの結果を生かして、今後の類似事業に役立てていただきたい。また、施工前の生物モニタリングと、施工後の逆上・降下の降下の確認が必要である。(淀川環境委員会の検討を待ちたい)	紀平
					また、施工前の生物モニタリングと、施工後の逆上・降下の降下の確認が必要である。(淀川環境委員会の検討を待ちたい)	谷田

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
環境-19	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	淀川	検討/淀川環境委員会	検討で可であるが、この方式では維持・管理にコストがかかりすぎるのではないだろうか。魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを改めて要請したい。また、毛馬閘門を用いた地域との連携に期待したい、つまり、調査等に住民の参加を呼びかけて事業の意味を地域に還元してほしいのである。	-
					<最終行に追加> 閘門と放水路の入れかえなどの改修も視野に入れた上での魚道の検討をお願いしたい。	紀平
					検討/委員会となっているが、このような試みは少なくとも国内では例がないと思われるので、試行などが必要。	谷田
環境-23	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	猪名川	検討/委員会	検討に加え試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい;平成25年度まで検討・委員会開催とのスケジュールでは、何もしないと宣言するに等しい。農業用水取水要量の実態調査を早急に実施すること。水生生物の移動にとっては堰などの河川横断構築物がない方が望ましいのであって、堰の撤去も考慮した検討を行って欲しい。検討の結果、堰が必要とされる場合においては、縦断、横断方向の連続性にも配慮し、水生生物の移動が保証される、落差が小さく深みのある構造を工夫されたい。堰の統廃合がなくなったことは評価する。移動障害の急所と予想される堰においては、全面魚道もその選択肢に入れていただきたい。遡上するアユなどの水生生物を魚道の入り口に誘導できる構造・運用法が、魚道の効果を左右する極めて重要な要素であり慎重に検討されたい。魚を始めとした水生生物の降下を補償する魚道の構造・運用法についても、遡上と同様に精査・検討されたい。また魚道が機能的に効果を発揮するための維持管理も重要である。この維持管理には関係漁協また地域住民の参画と協働が必要である。また、魚道が本来の機能を発揮できる水量確保策(農水利水等との調整)について検討すべき。	-
					堰の統廃合がなくなったことは評価できる」とあるが、統廃合して(不要堰の撤去も含む)、いい魚道を整備するのも1つの選択肢ではないか。	谷田
環境-30	5.2.2	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	瀬田川	検討/試行・委員会	水位操作の試行にあたっては、試行の影響が十分予測できないことから、具体的な試行のあり方そのものをもっと慎重に検討すべきである。試行を行った場合、魚類への影響だけでなく、水質、底質、ならびに地形(湖底、湖岸)、沿岸生物群集(大型水生植物や底生動物)等、様々なパラメーターに与える影響を検討すべきである。また試行によって様々な社会的影響が生じることが予想されることから、試行前に、試行に関する情報を公開すべきである。試行期間は、当面5年を目途として中間とりまとめを行い、その後の試行の判断材料にすべきである。また「3. その他の検討」については、試行と同時に検討するのではなく、試行の結果を十分検討した後に行うべきである。琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法令改正をも含めて検討されなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。	-
					試行も含めた事業に賛成するが、琵琶湖生態系に与える影響については、湖岸部を中心に、かなり大規模な調査が必要である。漁協、住民団体の参加した協同型の調査も試みられたい。	谷田
環境-40	5.2.4	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	検討/実施/委員会	まず、選択取水や深層曝気を使わない状況下での問題点の定量的把握、その深刻さ、重要性を検証する必要がある。代替案の可能性について、コスト、土砂流動対策についても情報が必要である。鮎にたいする冷水病対策など水生生物の生息環境改善に向けた放流水の温度・水質管理を検討していただきたい。ダム湖の水質・底質の改善は選択取水や深層曝気のみで解決することは不可能であるから、流域対策を含めて包括的な検討をすべきである。	-

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					選択取水と土砂流動とは、別の課題と思われる。	谷田
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	検討/試行	下流に運んだ土砂の流し方、特に生物の生息環境を破壊しないダム下流の流量と土砂の流し方についての検討が必要である。 さらに、土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。各貯水ダムの堆砂量についての記述であるが、ここでは堆砂を掘削し、ダンプによって下流へ運び出すことになるが、このデータは平成14年までの堆砂量についてしか記述されていない。通常はこの堆砂容量はダム完成後100年を予定しているときであるが、平成14年までに各ダムでの定期的な計測データがあるのではないかと。これによって土砂の流出の時期が特定されて、その原因が洪水とすれば、その規模と流出土砂量との関係が明確になる。検討にあたっての河川全体の土砂収支における重要性の評価、具体的方策、コスト、期待効果、流すべき土砂の質(粒度組成等)の検討、清水対策(選択取水等)との関係などの項目の追加が必要ではないかと、検討をお願いしたい。一庫ダムにおいても、土砂移動の障害を軽減する方策を早急に検討・試行に移していただきたい	-
					ダム下流への砂を移動しての流下、ゲートからの排砂、いずれも一時的には生物に負の影響を与える可能性はある。しかし、長期的に見れば生息場の改善を通じて生態系、河川環境を改善する。一時的な負の影響に躊躇して、事業の実施を中止しないようにされたい。	谷田
環境-58	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	検討/委員会	農業用水路などについては農水省や自治体の関係機関との調整に努めるべきである。また、整備内容によっては住民の利便性と環境保護とが相反する場合がある。住民意見の反映にはワークショップなど参加型として検討し、可能な限り住民意見の合意をはかるよう努めるべきである。住民意見の反映方法の検討、住民が当該事業にかかわることによる環境への理解の浸透効果、住民参加型のモニタリングと併せて検討をすすめられ、遡上・降下ができる生息環境への改善の成果があがるよう期待する。また検討した結果は、何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。流入支川、水路で連続的に多様な生息環境が確保されるような整備が同時に必要である。流域全体の連続性を考慮し、場所の選定に際して効果的な場所を選定すべきである。猪名川については、鶯の森付近で取水しているが、途中から暗渠になっている。川西の文化会館周辺が水路環境として非常に良好な自然景観を呈しており、構造改善の対象として検討していただきたい。	-
					流域全体の重要な課題である。その意味で、猪名川川西の整備が提言されているが、流域全体で事業の優先順位や計画が検討されなければならない。	谷田

【治水・防災】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-3	5.3.1	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系	検討・調査/実施	流域委員会の提言の趣旨に沿った取り組みとして評価できる。その中で情報を一元管理して迅速で機能的な活動を行うための防災ステーションを設置することは高く評価できる。流域対応の具体的手法の早期検討・調整、早期実施をするべきである。緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日ごろからの信頼関係が重要である。住民と行政との関係を現状から格段に進めるための手段を模索的なものを含めて探索することが推進されるべきである。と同時に一方において、次のような課題をいかに克服するかが重要である。 ・現在の社会の中で弱体化した水防団をいかに再編するか、あるいは、それに代わる組織を作れないか。 ・防災ステーションを中核とした連携体制の具体化と、都市型水害シミュレーションモデルの開発・避難予警報システムの確立が重要である。 ・河川レンジャーが、住民と行政を繋げる役目を果たすなど、防災教育面がかかわるような仕組みも必要である。	-

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					<p>流域委員会の提言の趣旨に沿った取り組みとして評価できる。その中で情報を一元管理して迅速で機能的な活動を行うための防災ステーションを設置することは高く評価できる。流域対応の具体的手法の早期検討・調整、早期実施をするべきである。〔改行〕</p> <p>緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日ごろからの信頼関係が重要である。住民と行政との関係を現状から格段に進めるための手段を模索的なものを含めて探索することが推進されるべきである。と同時に一方において、次のような課題をいかに克服するかが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会の中で弱体化した水防団をいかに再編するか、あるいは、それに代わる組織を作れないか。 ・防災ステーションを中核とした連携体制の具体化と、都市型水害シミュレーションモデルの開発・避難予警報システムの確立が重要である。 ・河川レンジャーが住民と行政を繋げる役目を果たすなど、防災教育面でかかわるような仕組みも必要である。 	江頭
治水-4	5.3.1	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川水系	調査/検討	<p>流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価すべきである。関係自治体と連携し、土地利用の規制・誘導に踏み込んだ整備計画を高く評価する。とくに浸水想定区域からの住宅移転をも含め、市街化抑制がうたわれていることは流域対応の今後の大きな柱となる事業である。また流域の保水機能・貯留機能の強化を図ることが検討されることも明記されている。これらは国土交通省の管轄外のことであるとはいえ、今後関係各省庁・諸機関の連携を促し、リーダーシップをとり積極的に実現に向けて努力されなければならない。猪名川は総合治水特定河川に指定されており、すでに実施されているが、さらに都市型水害特定河川にして、規制強化を図ることができないか検討が必要である。猪名川流域には、休耕田のみならず、田畑や使用されていないため池が多数あり、これらの貯留機能を治水面に活用することが考えられ、具体的方策を検討すべきである。</p>	—
					<p>流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価すべきである。関係自治体と連携し、土地利用の規制・誘導に踏み込んだ整備計画を高く評価する。とくに浸水想定区域からの住宅移転をも含め、市街化抑制がうたわれていることは流域対応の今後の大きな柱となる事業である。〔改行〕</p> <p>また流域の保水機能・貯留機能の強化を図ることが検討されることも明記されている。これらは国土交通省の管轄外のことであるとはいえ、今後関係各省庁・諸機関の連携を促し、リーダーシップをとり積極的に実現に向けて努力されなければならない。〔改行〕</p> <p>猪名川は総合治水特定河川に指定されており、すでに実施されているが、さらに都市型水害特定河川にして、規制強化を図ることができないか検討が必要である。猪名川流域には、休耕田のみならず、田畑や使用されていないため池が多数あり、これらの貯留機能を治水面に活用することが考えられ、具体的方策を検討すべきである。</p>	江頭
治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	—	<p>これは、淀川と大和川にはさまれた大阪の中枢部に対する洪水防御を高規格堤防事業によって推進するものであり、その意義とこれまでに完成したところ、実施・調整中のところが示されている。</p> <p>経済性、期間、使用材料・施工法、環境面に留意して推進すべきであるが、実施にあたっては、次のような課題を克服することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の優先度、費用と期間が適切であること。 ・街づくり計画と本事業とが一体であること。 ・実施できるところだけ行うのではなく、必然性のある一連の区間として ・高規格堤防以外に経済的でしかも同等の機能を有するものが考案された場合には事業変更等も含めて検討すること。 	—

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					<p>(治水-5～治水-8) これは、淀川と大和川にはさまれた大阪の中枢部に対する洪水防御を高規格堤防事業によって推進するものであり、その意義とこれまでに完成したところ、実施・調整中のところが示されている。 経済性、期間、使用材料・施工法、環境面に留意して推進すべきであるが、実施にあたっては、次のような課題を十分検討克服することが重要である。 ・各事業の優先度、費用と期間が適切であること。 ・街づくり計画と本事業とが一体であること。 ・実施できるところだけ行うのではなく、必然性のある一連の区間として事業を推進すること。 ・高規格堤防以外に経済的でしかも同等の機能を有するものが考案された場合には事業変更等も含めて検討すること。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。</p>	江頭
治水-6-1	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					<p>(治水-6-1～治水-8) 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。 <コメント> 環境への影響を見るためか。事業計画への意見は無用では。一気にやっちはいけない理由があるのか。</p>	水山
					賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。 (治水-5～治水-8) これは、淀川と大和川にはさまれた大阪の中枢部に対する洪水防御を高規格堤防事業によって推進するものであり、その意義とこれまでに完成したところ、実施・調整中のところが示されている。 経済性、期間、使用材料・施工法、環境面に留意して推進すべきであるが、実施にあたっては、次のような課題を十分検討することが重要である。 ・各事業の優先度、費用と期間が適切であること。 ・街づくり計画と本事業とが一体であること。 ・実施できるところだけ行うのではなく、必然性のある一連の区間として事業を推進すること。 ・高規格堤防以外に経済的でしかも同等の機能を有するものが考案された場合には事業変更等も含めて検討すること。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	江頭
治水-6-2	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-6-3	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭
治水-6-4	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭
治水-6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	調整・実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭
治水-8	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	芥川	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。	—
					治水-6-1と同じ	水山
					治水-6-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	<p>本事業は、破堤に伴う洪水災害を防止・軽減するための中心的な事業の一つであって、破堤原因を取り除くような方法、工法に基づいて新しい築堤法を導入して堤防補強事業を推進しようとしている点は評価すべきである。ただ、次のように、技術的な面、事業実施計画および実施中において克服すべき点も多いことに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破堤原因として、侵食、浸透、越水がある。検討中の工法は、法面の緩傾斜化、法面・天端の遮水、法尻排水によってこれらの原因を軽微にするか、あるいは取り除こうとするものである。このような方法で破堤原因をどの程度押さえ込めるのか明らかにすべきである。 ・工法として画一的なものではなく、法面保護として遮水するのではなく、岩石あるいはそれに代わる材料を使うなど、河川の特性に応じた工法を採用することも重要。 ・淀川と宇治川、桂川、木津川、猪名川において法面の勾配が違う理由、ドレーン工の有無、実施区間と従来区間との接続点の水理的問題、緩傾斜化に伴う流水断面の減少や粗度変化による通水能力の検討とともに、余裕高の概念に関する変更の有無、法面傾斜、形状、材料、水の透水性の変化に関連して生ずる、植生、生物生息環境の変化など、明らかにすべき。 ・計画高においては、対象とする区間長が非常に長く、費用も膨大になることが予想されるが、全体計画と実施計画との関係が明らかにされていない。 ・実施区間として、過去に堤防法尻において「漏水」、浸水があったり、侵食の危険性があるため保全対象が密集しているところが対象になっているように思われる。保全対象がなくとも破堤すると壊滅的な被害が生ずるようなところの有無についても検討し、対策を実施すべきである。 <p>・実施にあたっては、河川特性の異なる区間をいくつか抽出し、試験施工を行い、モニタリングを行いながら順応的に推進することを要望する。</p> <p>また、淀川堤防強化検討委員会による構造などの早急な検討、実施が必要である。加えて、具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p> <p>堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。</p> <p>堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。さらに、環境面でのデメリットもあり、場所により異なった工法の検討をされたい。また、治水のみの観点でなく地域のニーズを取り入れ、幅広く検討してほしい。在来種があるところは、覆土するなど、地域に応じた堤防を作ることができるのではないかと。堤防のあり方を地域の希望に応じた表情のある堤防に整備していただきたい、すなわち、治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作りを進めてほしい。堤防補強とあわせ、高水敷を切り下げ河川断面を確保していただきたい。その際、上記の事項に配慮すべきである。堤防補強工事完了後は越水被害に対するハザードマップを公表すべきである。</p>	—

現シート	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					<p>本事業は、破堤に伴う洪水災害を防止・軽減するための中心的な事業の一つであって、破堤原因を取り除くような方法、工法に基づいて新しい築堤法を導入して堤防補強事業を推進しようとしている点は評価すべきである。</p> <p>ただ、次のように、技術的な面、事業実施計画および実施中において克服すべき点も多いことに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査検討し、公表して欲しい。 ・破堤原因として、侵食、浸透、越水がある。検討中の工法は、法面の緩傾斜化、法面・天端の遮水、法尻排水によってこれらの原因を軽減にするか、あるいは取り除こうとするものである。このような方法で破堤原因をどの程度押さえ込めるのか明らかにすべきである。 ・淀川堤防強化検討委員会等による構造などの早急な検討、実施が必要である。加えて、具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が代替案比較に関係してくる。 ・工法として画一的なものではなく、たとえば法面保護として、遮水するのではなく、岩石あるいはそれに代わる材料を使うなど、河川の特성에応じた工法を採用することも重要。治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作りを進めてほしい。 ・淀川と宇治川、桂川、木津川、猪名川において法面の勾配が違う理由、ドレーン工の有無、実施区間と従来区間との接続点の水利的問題、緩傾斜化に伴う流水断面の減少や粗度変化による通水能力の検討とともに、余裕高の概念に関する変更の有無、法面傾斜、形状、材料、水の透水性の変化に関連して生ずる、植生、生物生息環境の変化など、明らかにすべき。 ・計画高においては、対象とする区間長が非常に長く、費用も膨大になることが予想されるが、全体計画と実施計画との関係が明らかにされていない。 ・実施区間として、過去に堤防法尻において「漏水」、浸水があったり、侵食の危険性がある保全対象が密集しているところが対象になっているように思われる。保全対象がなくとも破堤すると壊滅的な被害が生ずるようなところの有無についても検討し、対策を実施すべきである。 <p>・実施にあたっては、河川特性の異なる区間をいくつか抽出し、試験施工を行い、モニタリングを行いながら順応的に推進することを要望する。この際、技術的に最新の工法を効率的に用いること。</p> <p>また、淀川堤防強化検討委員会による構造などの早急な検討、実施が必要である。加えて、具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p> <p>堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。</p> <p>・堤防補強に際して設置される法尻排水溝（U字溝）には、一定区間（10～20m）おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。さらに、環境面でのデメリットもあり、場所により異なった工法の検討をされたい。また、治水のみの観点でなく地域のニーズを取り入れ、幅広く検討してほしい。在来種があるところは、覆土するなど、地域に応じた堤防を作ることができるのではないかと。堤防のあり方を地域の希望に応じた表情のある堤防に整備していただきたい、すなわち、治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作りを進めてほしい。堤防補強とあわせ、高水敷を切り下げ河川断面を確保していただきたい。その際、上記の事項に配慮すべきである。[改行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防補強工事完了後は越水被害に対するハザードマップを公表すべきである。 	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-1	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	<p>具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p> <p>堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。</p> <p>堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。</p>	—
					(治水-10-1~12-9) 堤防補強についても、流域全体を見ての、事業の優先順位や計画が検討されなければならない。今回のシートでは、総花的との印象を受けた。	谷田
					<p>(治水10-1~治水10-34) 治水10-1~10-34は、いずれも淀川、宇治川における治水-9の事業を各河川ごとに説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。</p> <p>・当該区間が事業対象となる理由</p> <p>具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p> <p>堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。</p> <p>堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。</p>	江頭
治水-10-2	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	<p>具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p>	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					<p>(治水10-1~治水10-34) 治水10-1~10-34は、いずれも淀川、宇治川における治水-9の事業を各河川ごとに説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。</p> <p>・当該区間が事業対象となる理由</p> <p>具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p>	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-3	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-4	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-5	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-6	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-7	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-8	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-9	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1と同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-10	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1と同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-11	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1と同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-12	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1と同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-13	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1と同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-14	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-15	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-16	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-17	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-18	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-19	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-20	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-21	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-22	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-23	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-24	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-25	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-26	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-27	5.3.1	堤防補強	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-28	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-29	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかる必要がある。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-30	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかる必要がある。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-31	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかる必要がある。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-32	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかる必要がある。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-10-33	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試行・委員会/実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-10-34	5.3.1	堤防補強	宇治川	検討/試行・委員会/実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-10-2と同じ	江頭
治水-11-1	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試行・委員会/実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					(治水11-1～11-10) 治水11-1～11-10は、いずれも桂川における治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	江頭
治水-11-2	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試行・委員会/実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-11-3	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-4	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-5	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-6	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-7	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-8	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-9	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-11-10	5.3.1	堤防補強	桂川	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-11-1と同じ	江頭
治水-12-1	5.3.1	堤防補強	木津川(下 流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水-9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					(治水12-1~治水12-9) (治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらは、いずれも治水-9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・ 地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-12-2	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-3	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-4	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-5	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-12-6	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-7	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-8	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭
治水-12-9	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水—9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-10-1に同じ	谷田
					治水-12-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-13-1	5.3.1	堤防補強	木津川上流	検討/試行・委員会/実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水-9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					(治水13-1~治水13-2) (治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水-9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・ 地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	江頭
治水-13-2	5.3.1	堤防補強	木津川上流	検討/試行・委員会/実施	(治水10-1~10-34(桂川、宇治川)、治水11-1~11-10(桂川)、治水12-1~12-9(木津川下流)、治水13-1~13-2(木津川上流)、治水14-1~14-10(猪名川)) これらはいずれも治水-9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。	—
					治水-13-1と同じ	江頭
治水-14-1	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水14-1~14-10(猪名川)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 検討・試行・実施で可;特になし	江頭
治水-14-2	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水-14-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-14-3	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水-14-1と同じ	江頭
治水-14-4	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水-14-1と同じ	江頭
治水-14-5	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水-14-1と同じ	江頭
治水-14-6	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;川幅が狭い場所に堤防に近接して家屋が張り付いていることから、長期的には移転を含めた「引堤」を検討すべきではないか。	—
					治水14-1～14-10(猪名川)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 川幅が狭い場所に堤防に近接して家屋が張り付いていることから、長期的には移転を含めた「引堤」を含めて総合的に検討すること。すべきではないか。 検討・試行・実施で可;特になし	江頭
治水-14-7	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;猪名川大橋左岸の高水敷の切り下げを検討項目にする。治水14-6との東久代地区の堤防補強とあわせて検討してほしい。ただし、切り下げ時は、在来植物群落が神田地区に豊富に残っており、これらの保全を検討すること。	—
					治水14-1～14-10(猪名川)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 川幅が狭い場所に堤防に近接して家屋が張り付いていることから、長期的には移転を含めた「引堤」を含めて総合的に検討すること。すべきではないか。 検討・試行・実施で可;猪名川大橋左岸の高水敷の切り下げを検討項目にする。治水14-6との東久代地区の堤防補強とあわせて検討してほしい。ただし、切り下げ時は、在来植物群落が神田地区に豊富に残っており、これらの保全を検討すること。	江頭
治水-14-8	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	—
					治水-14-1と同じ	江頭

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-14-9	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	-
					治水-14-1と同じ	江頭
治水-14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし	-
					治水-14-1と同じ	江頭
治水-17	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	実施/検討	<p>この事業は、次の事業から構成されている。</p> <p>①瀬田川下流掘削;実施・・・可 ②鹿跳溪谷区間;検討・・・可 ③天ヶ瀬ダム再開発;検討・・・可 ④宇治川河道掘削;検討・・・可 ⑤バイパス水路の活用;検討H17より実施・・・可</p> <p>これらの事業が完成して治水事業17の目的が達成されることになっている。いずれも実施可あるいは検討可ではあるが、つぎのような課題を明らかにすべきである。</p> <p>・瀬田川下流1.6kmを掘削すると、それなりの治水効果はあるものの、既往最大規模の出水時には、大戸川および他の溪流からの土砂流出により、急激な河床上昇が起り、掘削による機能が保証されないことが予想される。したがって、洪水超過能力の評価に際しては、土砂流出を考慮した計算を実施し、それに基づいて掘削の意義を明らかにしておくことが重要。</p> <p>・琵琶湖のピーク水位を低下できること、および湖岸の浸水日数が減少することの意味を十分に検討すること</p> <p>・鹿跳溪谷は「鹿跳・来浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念物に指定されており、整備の方向性については検討に検討を重ねること。</p>	-
					・鹿跳溪谷は「鹿跳・来浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念物に指定されており、整備の方向性については検討に検討を重ねること。	倉田
					バイパス水路は治水18では? 天ヶ瀬周辺のバイパスについては、結論が出ていないし、技術的にも門がないと判断する。	谷田
					1500t/秒放流の必要性について再検討が必要。 河川管理者からの説明でも沿岸の浸水被害を無くすことは不可能であることが明らか。放流量を増やすだけでなく、浸水する水田地域を漁業資源再生等の有効活用場として位置付ける施策も含めた再検討を求める。 また、放流量が増えた場合の琵琶湖内での水流の変化にともなう生態系や漁業施設への影響等についても環境影響評価を行うことを求める。	村上

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
治水-26	5.3.1	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川	検討/試 行・委員会 /実施	検討は可である。	-
					津波などから考えても、実施の緊急性の高い事業と思われる。治水29の陸開の解消も急がれる。淀川下流部のアレレス腱ではないか？	谷田
治水-35	5.3.3	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	検討/試 行・委員会 /実施	緊急性もあり、すみやかに実施されたい。堤防補強との関連はどうなっているか、別々の対策事業として実施されるのか明らかにされるべきであろう。実施に当たっては、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されるよう要望するものである。	-
					緊急性もあり、すみやかに実施されたい。堤防補強との関連はどうなっているか、別々の対策事業として実施されるのか明らかにされるべきであろう。実施に当たっては、淀川堤防強化検討委員会等で早急に検討されるよう要望するものである。	江頭

【利水】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
利水-1	5.4.	利水者の水需要の精査確認	-	水需要の精査確認/水需要の精査確認(水利権審査)	「利水者の水需要について精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」については実施可とするが、「水利権更新の際」にのみ行うのでは不十分であり、毎年あるいは少なくとも3年程度ごとに精査確認を行う必要がある。	-
					利水の精査確認は必要であるが、毎年の実施は事業者、管理者ともに煩雑になりすぎ、実施は困難と思われる。ただし、自動モニタリングなど機器で利水量の管理のできる場合は、情報が公開されて、検討されるべきである。	谷田
					*「利水者の水需要の精査確認」について実施可とするが、精査確認の時期について、水利権更新の際となっているが、更新時の精査確認ではない。ダム建設の可否の判断に大きな影響を及ぼす要素で早急に精査する必要がある。なお、通常実施している「水利権更新の際」の水需要の精査確認にあっても、審査時期についてはもっと短い間隔で実施する必要がある。 ・「精査確認結果を公表する」は実施可とする。「透明性の確保」は大きく評価される。 ・水需要の抑制は今後の河川整備計画の大きな要素となり、その前提としての利水者の水需要についての精査が不可欠である。ただし、利水者の言う水需要が過大であった過去の実績にかんがみ、利水者の出す数字を確認するために、近畿地方整備局として独自に調査を行う必要がある。利水管理の体制の変革を明確に打ち出すこと。そのために水利審査の具体的な内容の項目について、整備シートにあげられている以上に、“再利用、節水、雨水利用など”の努力評価項目を入れる、また利水者がどのような条件が満たされれば需要量を削減するか、できるか等、水需要管理に向けて必要な情報を十分得るような項目など、早急に検討されたい。	池淵

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
利水-2	5.4.	水利権の見直しと用途間転用	-	用途間転用の調整/農業用水の慣行水利権の許可水利化について	<p>「水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組みを行う」については実施可とする。</p> <p>ただし、「利水者間の用途間転用」については積極的に進めるべきであるが、その前提としている「少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境」のうち、前者については利水安全度の実力低下として新たな水資源開発の口実に用いられることがあるため前提から除外するべきである。用途間転用はシートに示された3つの工水だけでなく、上水等も転用の対象に含める必要がある。</p> <p>また、「農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する」ことは重要であり、積極的に進めるべきである。さらに「農業用水の水利権見直しにあたっては地域の水環境に関する要望を配慮する」ことも重要であるが、地域エゴに振り回されないように注意しなければならない。</p> <p>余っているものを転用するにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施することが重要である。利水問題についてはつねに琵琶湖の環境に及ぼす影響を考慮して検討する必要がある。</p>	-
					<p>*水利権の見直しと利水者間の用途間転用については実施可。積極的に進めるべきである。ただし、用途間転用は3つの工水だけでなく、その他上水も転用に含められないか。農業用水の水利権について慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進は実施可とする。重要であり積極的に進めるべきである。慣行水利権をなぜ許可水利権に切り替えることが必要か、農政との連携・協調から更に協議の段階に踏み込む記述が望まれる。</p> <p>・余っているものを転用するにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施を進めることが重要である。工水から上水への転用が琵琶湖水位操作に与える影響はないか、琵琶湖の環境に及ぼす影響を考慮して検討する必要がある。</p> <p>・利水安全度の評価図があるが、フルプランの妥当性が確認できてから具体の整備案に入るべきである。</p> <p>・農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮することも重要であるが、地域エゴに振り回されないよう注意しなければならない。</p> <p>・農業用水路の維持管理の負担軽減と合わせて地域の共有財産化を図ることによって地域用水としても活かすべきである。</p>	池淵
利水-3	5.4.	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム	検討/実施	<p>「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施する」ことは当然であり、積極的に推進するべきである。ただし、既設ダム等の連携操作による渇水対策については安易に新設ダムの必要性に結び付けないようにしなければならない。</p> <p>なお、既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討も必要であり、取水実態の把握には取水量の把握を含める必要がある。</p>	-
					<p>*「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る」は重要であり、進めるべきである。「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施」は実施かつ検討とする。</p> <p>・既設ダムの効率的運用は重要な課題で、日吉ダムの例が示すように、取水状態の的確な把握による効果的な補給はダムの利水機能を高めるものである。</p> <p>・既設ダム等の効率的運用による制限水位についての検討も必要であり、取水実態の把握には取水量の把握も含める必要がある。</p> <p>・既設ダムの連携は検討に値するが問題もある。連携構想を工事中また新規ダムまで拡大することは、慎重な協議が必要である。また直轄のダムだけではなく、地方自治体や企業などが持つ全てのダムについても、「取水実態を精査した効率的な補給を検討」を主体的・主導的・積極的に検討することが特に重要である。</p> <p>・ダム群と南郷洗堰からの補給と末端の淀川大堰、大川取水量、神崎川取水量との関係を明らかにして公表すること。</p> <p>・日吉ダムにおける運用、蓼島統合堰の確保流量について説明文を入れること。</p>	池淵

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案	委員名
利水-4	5.4.	渇水対策会議の改正を調整	-	渇水会議定例化／水利用を考える場／連携	<p>これまで渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための「渇水対策会議」を改正して、平常時からつねに水利用実態を把握し、水需要抑制を含め総合的に利水問題を検討する組織として新たな「水需要管理協議会」を設置することは重要であり、推進するべきである。シートに示された協議会の参加メンバーおよび協議事項はいずれも概ね妥当であり、早期の設置が待たれる。なお、参加メンバーに示された有識者には住民代表を複数人含めるべきであり、情報の公開も必要である。</p> <p>方針に示された「現状の取水制限では、各利水者間の安定供給努力(負担)が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討する」ことには「弱者の切捨て」につながる恐れがあり、賛同できない。むしろ節水などの水需要抑制の努力が反映される渇水時の調整方法を検討するべきである。</p>	-
					<p>*「渇水対策会議の改正を調整」は実施可とする。整備方針の「水需要の抑制」は実施可とするが、「各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた取水制限の考え方」は投資力のある利水者が有利になるような弱者切り捨てにつながるおそれがあるので、検討と変更を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とも評価する。調整が必要と思われる新しい協議会への移行を進められたい、協議会においては利水関連の情報が一元管理されていることが望まれる。またきめ細かい対応と、情報公開に期待する。 <p>参加メンバーとして「学識者や有識者」となっているが、市民団体、地域住民など3名程度の複数加わるべきである。また、協議会の中に住民部会を設け、住民への普及啓発や活動団体に発展していくようフォローアップ体制も検討する。関係省庁の中に環境省も入加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水融通の制度的確立を中心に記述すること、また水融通のルールを検討して公表してほしい。 水需要抑制を考える場は大切な業務であり、どのように具体化するかを指針で示してほしい。 <p>「安定供給努力に応じた取水制限の考え方」では、需要抑制よりむしろ過大な需要予測による努力(投資)が行われることになること、また水を多く使用していた利用者が渇水時には優遇されるなど、平時からの水の抑制につながりにくい。そのため、この考え方から転換し、抑制や節水努力が反映される渇水時の調整方法を検討すべきである。</p>	池淵

【利用】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施／検討	意見案	委員名
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)	調整	<p>準備会設立を含む調整開始・委員会設置の促進が必要である。河川の保全の見地から河川のあり方を論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切と考える。委員会の構成は、学識経験者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法については、「委員会において意見を取り集める方法」とされているが、利用者や関係者ではない「公共の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることが必要である。</p> <p>高水敷利用については、現状を踏まえて公正な判断の場が必要であることに賛成である。グラウンドなどを提内地に戻すためには代替地の確保が必要であるが、そのような問題の調整にまで、当該設置予定委員が踏みこめるかどうか。実効性のある組織としていただきたい。また、占用権の一定期間ごとの見直しを行い、提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行って行くことが必要である。</p> <p>ゴルフ場、公園等占用施設の新設及び更新の許可にあたって、従前の占用許可基準内扱いについてふれていないのは問題である。もし許可基準を維持するのであれば、基準の見直しについて、流域委員会、パブリック・コメントの意見をもとにして改定すべきである。さらに、河川敷利用縮小基準も検討すべきである。利用希望の利用調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深める場とし、河川環境でなければできない利用を促進する場、調整の場とされたい。</p>	-

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
					大阪府管理区間では、規則にのらない不正利用が500件以上もあったとの新聞報道があった。大臣管理区間についても、他府県などの管理区間についても問題はないか、至急の調査が必要である。排他的な利用を伴う運動施設は、法令や規則、通達などに抵触するのではないか？	谷田

【維持管理】

現シートNo.	章項目	事業名	河川名	実施/検討	意見案	委員名
維持-8	5.6	河川浄化施設(寝屋川揚水機場)	淀川(寝屋川)	実施	維持管理は必要であるが、淀川からの導水量の規模とその効果がどのくらいかを検討すべき。	-
					河川水で希釈するのは、河川の浄化ではない。	谷田